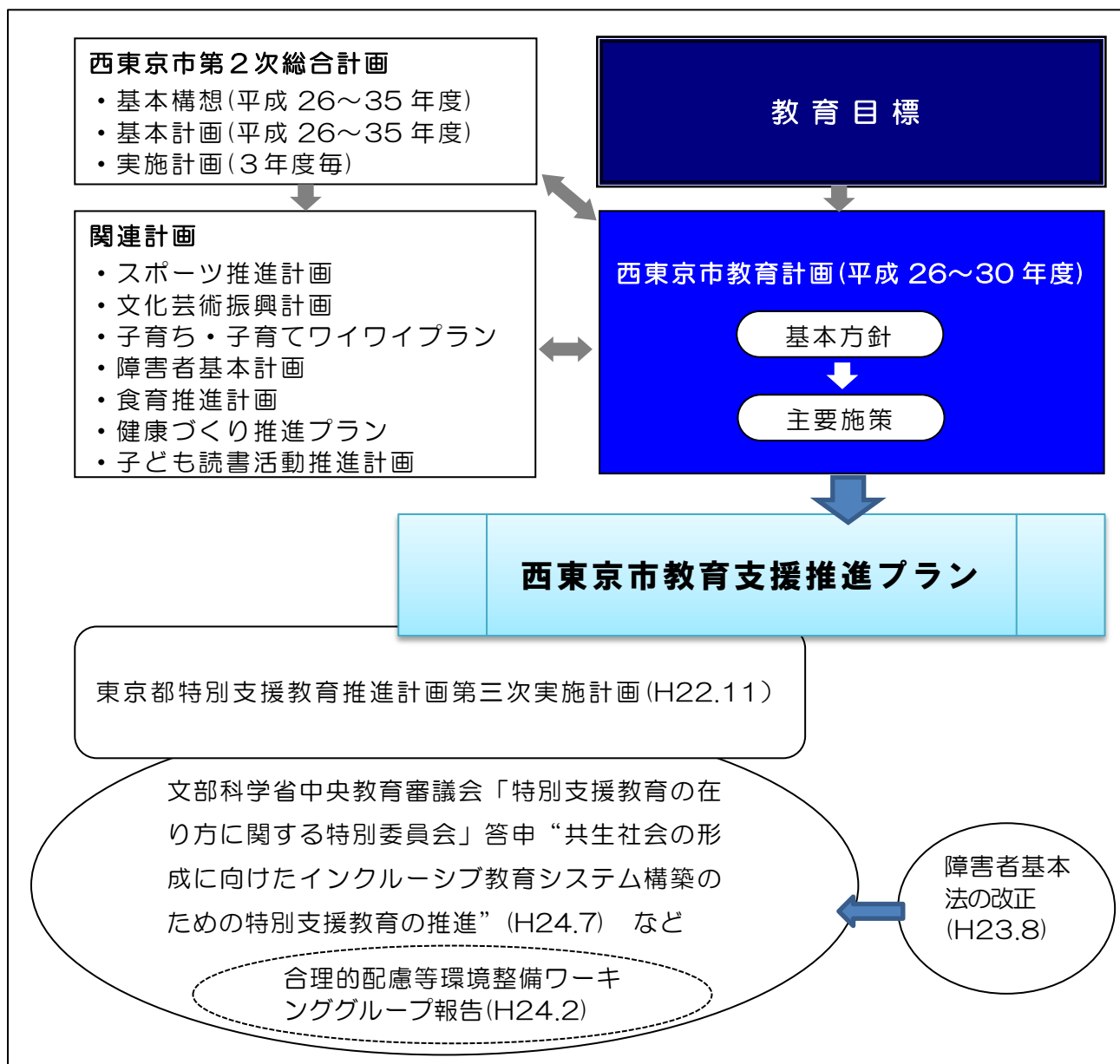


## 第2章 西東京市教育支援推進プランの基本的な考え方

### 1 西東京市教育支援推進プランの位置づけ

東京都の動向を踏まえて、西東京市特別支援教育検討委員会及び作業部会で検討し、専門家チームからの意見をいただきながら「西東京市特別支援教育検討委員会平成24年度における検討経過報告書」をまとめ、現在の課題を整理しました。それに基づき今後の方向性を明確にして、「西東京市第2次総合計画」（平成26年度～平成35年度）、「西東京市教育計画」（平成26年度～平成30年度）に反映させました。これらを踏まえ、具体的施策を表したものが、この「西東京市教育支援推進プラン」です。本プランの位置付けは下図のとおりです。

西東京市教育支援推進プランの位置づけ



## (1) 西東京市第2次総合計画（平成26年度～平成35年度）

総合計画において、創1「創造性豊かな子どもたちが育つために」の分野に「一人ひとりが輝き、生きる力を育む活力ある学校づくりをめざします」という目標を立て、「学校教育の充実」（創1-3）として「特別支援教育の充実」（創1-3-2）と「教育相談機能の充実」（創1-3-3）を掲げました。さらに、その主要事業として「個に応じた教育支援の充実」「教育相談機能の充実」「適応指導教室の充実」を実施計画の対象としました。総合計画に掲げた視点に基づき、次の西東京市教育計画が策定されています。

## (2) 西東京市教育計画（平成26年度～平成30年度）

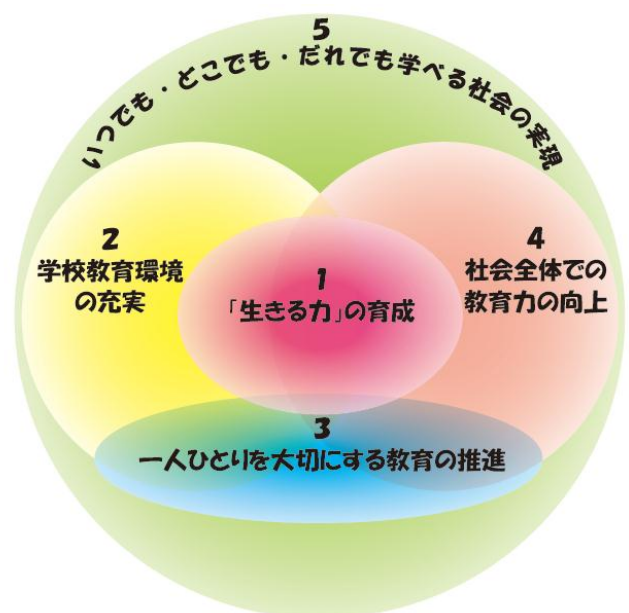
「生きる力」の育成」は、すべて

の教育の核になるものであり、教育計画においても中心に位置するものです。

「生きる力」を育成するためには、「学校教育環境の充実」と「社会全体での教育力の向上」が不可欠であり、これらを横断するものとして「一人ひとりを大切にする教育の推進」が必要です。こうしたことを踏まえ、「いつでも・どこでも・だれでも学べる社会の実現」を目指していく西東京市の姿勢を、イメージ図として表しました。

この中の、**3「一人ひとりを大切にする教育の推進」**に基づき、本プランを策定しました。

【計画の基本方針イメージ図】



## 2 西東京市教育支援推進プランの期間

「西東京市教育支援推進プラン」は、平成26年度から平成30年度までの5年間の計画です。

### 3 西東京市教育支援推進プランの基本方針

---

#### 基本方針1 通常の学級での個に応じた支援の充実

平成19年に、心身障害教育が特別支援教育と名前が変わりました。それは、通常の学級に在籍する知的遅れのない発達障害の児童・生徒も特別支援教育の対象とし、指導や支援を行うという大きな転換でした。通常の学級においては、特別な支援を要する児童・生徒が6.5%（40人学級で2、3人）在籍しているという結果が平成24年に示されました。その要因は様々です。発達障害は、あるなしで線引きするのが難しく、心理的要因を含んでいる場合もあります。児童・生徒一人ひとりが抱える様々な生活上又は学習上の困難さなど表面化している問題の背景を理解した上で、必要な教育的支援をきめ細かく行っていくことが必要です。また、本人だけが困っていて目立った問題行動がない場合、周囲の教員や保護者が気づかないでいる場合もあります。

そこで、学校で指導を進めていく中での教員による「気づき」と、家庭やここまでの支援機関の支援・指導についての情報の引き継ぎ、それらの情報を整理し学校が組織として共有することを、確実に行っていきます。また、情報を整理、分析して対応策の方針を立て、具体的な支援を円滑に展開して、PDCAサイクル（計画、実行、評価、改善）にのっとった支援の発展と継続を目指します。東京都教育委員会では、「特別支援教室」の構想を打ち出しており、平成24年度からモデル事業を実施している状況です。これらの動向も踏まえつつ、当市では、上記支援の考え方に沿って校内支援体制を充実させ、さらに、学校単位の問題でなく、教育委員会全体で対応していくシステムを構築していきます。

#### 基本方針2 特別支援学級の発展と充実

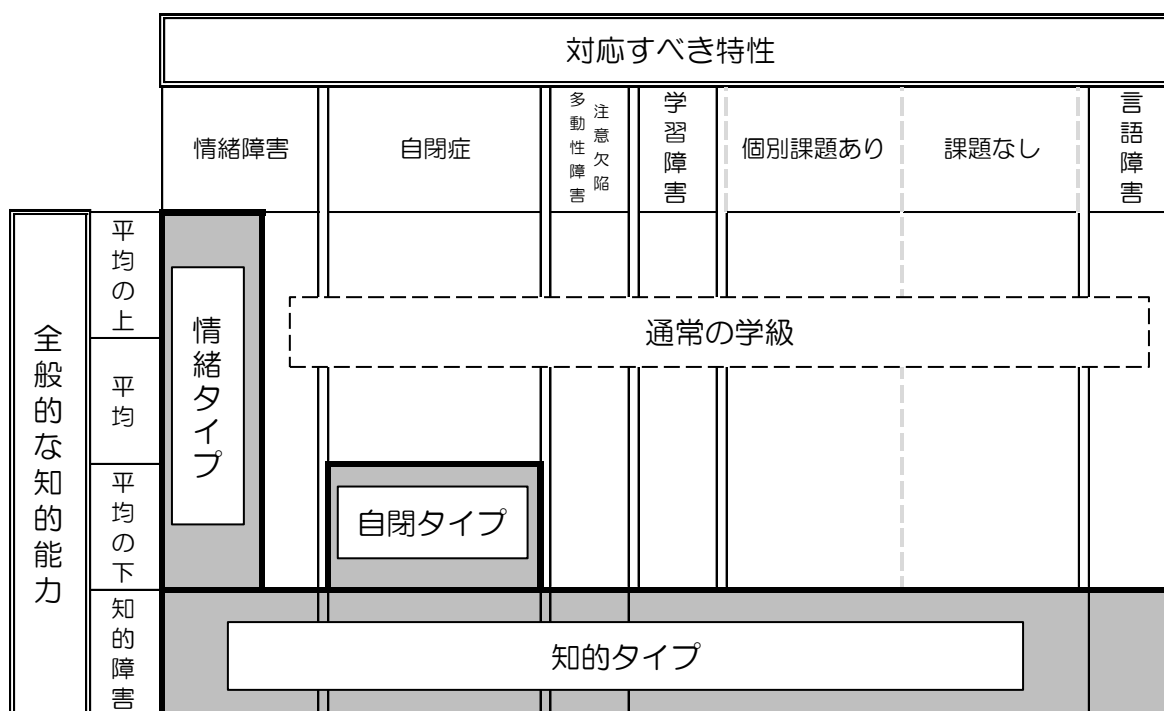
当市においては、固定制の特別支援学級が、その時々の児童・生徒の実態に応じて、長年に渡り実践を積み重ねてきました。この間、「障害」をめぐる考え方の変化や、児童・生徒の実態、社会の変化に伴い、制度もいくつもの変更を経てきています。現在の当市の特別支援学級のあり方が、変更されてきた制度にかなったものになっているか、あるいは、最新の実情にこたえうるものになっているか、全体的な視点から見直すことが必要になってきています。

そこで、個のニーズに応じた支援を考えていくに当たり、障害のあるなしにかかわらず、すべての小・中学生について次ページの図のように整理しました。固定制の特別支援学級については、以下の知的タイプの学級と自閉タイプの学級を設置し、さらに、情緒タイプの学級の設置を検討していきます。

## (1) 個のニーズの全体構造図と3タイプの固定制の特別支援学級の設置

すべての小・中学生について、全般的な知的能力を縦軸に、対応すべき特性を横軸に整理したものを次の図に示しました。また、固定制の特別支援学級の三つのタイプを図の中に示し、続けて解説します。

すべての小・中学生についての個のニーズの全体構造図



### ① 知的タイプ 「知的障害学級」

知的障害に対するサービスを利用して生活自立を目指すことを将来像として教育が計画されます。一人ひとりの児童・生徒の実態に応じて目標設定されますが、障害者雇用制度を利用した就労、福祉就労などが目安になります。

年齢を重ねることにより状態像が変化した場合には、特別支援学校や、自閉症・情緒障害特別支援学級へ転籍することも考えられます。中学校卒業段階では、特別支援学校高等部進学を選択することが多く、高等部にも、普通科、就業技術科の二つの選択肢があり、生徒の実態に合わせた進路指導が求められます。また、横軸に示されるように、情緒障害、自閉症、注意欠陥多動性障害、学習障害、言語障害の要因を併せ持つケースもあり、それぞれの特性をとらえ、指導上の配慮、内容や集団編成などの教育課程上の工夫で対応していきます。

言語障害については、専門家や、言語障害通級指導学級「ことばの教室」と連携し、学級内での個別指導の可能性を追求します。

## ② 自閉タイプ 自閉症を中心とする「自閉症・情緒障害学級」

この児童・生徒は、

- a；通常の学級での学習や生活への適応が困難であること
  - b；知的障害学級の対象とならないこと
  - c；「自閉症・情緒障害」の課題のうち、「自閉症」の課題が中心となること
- この三つの状態にあるものです。

この範囲の児童・生徒の高校選択や就労への道筋は、今のところ明確に確立されていないと言えます。自閉症スペクトラム障害の診断を受けていても、通常の学級での学習や生活におおむね適応できる場合は、通級指導を利用して、現在や将来にわたる課題について取り組んでいくこととなります。また「知的障害」としての教育、福祉等の支援を受けることができる場合は、自閉症の課題を併せ持っている、そうした進路を想定して取り組まれる教育を選択する場合があります。

低学年から高学年、高学年から中学校という移行では、「自閉タイプの学級から通級利用を伴う通常の学級へ」「自閉タイプの学級から知的タイプの学級へ」といった変更も考えられます。

自閉タイプの範囲の児童・生徒は、基本的な能力の低さや、認知特性による学びにくさ、それを誘因とする二次障害としての学習意欲のなさなどにより、教科学習の到達度は低いのが実情です。知的障害にも共通することですが、一人ひとりの到達段階、認知特性をとらえて、学習を進めて行くボトムアップの発想と、進路を想定して、そこで求められる力を目標とするトップダウンの発想を合わせて学習を計画していきます。また、自閉症スペクトラムの根本的な困難とされる対人関係、コミュニケーションや状況に応じた行動などの課題についても取り組んでいきます。それらの課題に対しては、特設の時間を設定する方法もありますが、すべての教育活動を通してのアプローチも進めていきます。

## ③ 情緒タイプ 情緒障害を中心とする「自閉症・情緒障害学級」

これまでの数十年の歴史の中で、「情緒障害」はその意味合いを変化させながら推移してきました。この言葉は現状では、行動上の問題を示す児童・生徒をとらえるときに使われることが多く、指導上の困難という現象に引きずられてきました。行動上の問題への指導の困難さという視点ではなく、児童・生徒のかかえる課題の根本をとらえることが重要です。そして、心理的要因の関与が大きい場合のケースを対象とする学級を考える必要があります。これに関しては、入級の判断以前に、アセスメントを今まで以上に深めておく必要があります。心理相談の初期対応、医療機関との連携を経たうえで入級を決定する流れが大切です。また、他の障害種別以上に環境調整への配慮が必要となります。

具体的に進めるには心理的要因への対応が重要な課題となるので、教員の力だ

けでなく、学校外の医療・心理の専門機関との連携を仕組みとして用意しておく必要があります。まずは、教育委員会の心理専門職員、医療面での専門家チーム委員の関与を位置づけていきます。

器質的な要因に由来する障害種別とは異なり、心理的要因によるものは、児童・生徒の成長・発達や、環境状況の改善等により、問題の改善が図られることもあります。長期目標の中に、学級を変更する可能性も見込んで、他の特別支援学級、通級指導、通常の学級との連携も図っていきます。通級の利用を伴う通常の学級へと移行する場合は、設置校の通常の学級への移行ではなく、児童・生徒の居住地の学校への移行を前提に、連携する仕組みを整えていきます。

### **基本方針 3 教育相談の発展的展開**

一人ひとりの個に応じた支援を充実させるためには、教員や保護者の「気づき」から始まり、それを共有したうえで、その問題の要因を的確に把握することが必要です。発達障害が注目され、子どもの学習・行動面の問題を脳機能でとらえる視点がひろまり、きめ細かい指導・支援が可能になりつつありますが、子どもの成長に影響を及ぼしているその他の複雑な要因、例えば情緒的親子関係や愛着障害などの目を向けにくい心理的要因もあわせてとらえていかなければなりません。子どもの全体像を理解する高い専門性のある相談員を配置している体制を維持していきます。

将来、一人ひとりが社会に参加し、自分で決めて行動できる大人に成長していただけるようにするためには、安心・安全な環境と、自己肯定感を育むこと、他者の存在や感情、周囲の状況に対する感受性や共感性を高め、心豊かな人として育てること、人間関係形成能力や自己表現力を育てることも必要です。そのために、心理的支援が必要となる場合もあります。

教育相談センターでは、これまで、子ども、保護者や関係者が庁舎を訪ねる「来所」による方法と、相談員が学校や保育園、家庭などに出向く「アウトリーチ」の方法の二つを両輪として運営を進めてきました。事故や災害などの突発的な事態には、子どもたちの心理的ケアを最優先に考えなければならず、両輪による運営は不可欠であり、今後も柔軟に展開させ、充実を図ります。

また、問題の早期発見、早期対応や、複雑で困難な状況に対応するためには、庁内にある様々な支援機関が有機的につながっていることが必要です。部局を超えて、庁内各課をつなぐ相談事業連絡会などを活用し、縦断的かつ横断的なネットワークを構築していきます。

#### 基本方針4 教育実践を支える情報活用と研修等の充実

個に応じた指導の充実を図るために、教員を対象とした様々な研修を行い、一人ひとりを大切にする教育の推進について、すべての教員に浸透させます。そのために、教育委員会による体系的な研修、各学校での実践研究・研修、専門家派遣を受けての<sup>21</sup>OJTの充実などを推進します。

多くの教育課題がある中で、効率的に支援、指導に取り組むためにも、各学校の実践の成果を共有できるよう、教育委員会が中心となって情報収集と情報発信を行っていきます。